○財務省告示第百四十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年三月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	六十億円	百円九十四銭
〃	〃	十億円	百円九十六銭
〃	〃	二億円	百一円
〃	〃	二十五億円	百一円二銭
〃	第九回	三十億円	百円三十二銭
〃	第十回	二億円	九十九円八十二銭
〃	〃	二十億円	九十九円八十四銭
〃	〃	五億円	九十九円九十銭
〃	第十一回	二十億円	九十九円五十五銭
〃	〃	一億円	九十九円六十四銭
〃	第十三回	三億円	九十八円六十九銭
〃	第十八回	十五億円	九十七円七十五銭
〃	第二十回	五億円	九十八円八十七銭
〃	〃	五十五億円	九十八円九十銭
〃	〃	二十億円	九十八円九十五銭
〃	〃	七十五億円	九十九円
〃	第二十一回	二億円	九十九円四十六銭
〃	〃	五億円	九十九円五十一銭
〃	第二十二回	五億円	百円十二銭
〃	第二十四回	三億円	百円二銭
〃	第二十七回	百億円	九十七円四十九銭
〃	〃	二十億円	九十七円五十五銭
〃	〃	十億円	九十七円六十銭
〃	第二十八回	三億円	九十六円四十四銭
〃	第二十九回	十六億円	九十六円十九銭
〃	第三十七回	二十億円	九十七円十銭
〃	〃	八億円	九十七円十七銭
〃	〃	十一億円	九十七円二十銭
〃	第四十三回	二百十五億円	九十九円五十八銭
〃	第四十四回	十億円	百円十五銭
〃	第四十五回	二百三十五億円	百円九銭
合計		一千十一億円	

○財務省告示第百四十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年三月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第六回	五十億円	九十五円五十四銭
〃	第九回	百億円	九十六円五十六銭
〃	〃	五十億円	九十六円六十二銭
〃	〃	一億円	九十六円七十五銭
〃	〃	二十三億円	九十六円七十六銭
〃	第十回	十四億円	九十六円五十九銭
〃	第十一回	十八億円	九十六円六十四銭
〃	第十二回	九億円	九十六円十銭
〃	〃	五百九十億円	九十六円十五銭
〃	〃	八十六億円	九十六円十九銭
〃	第十四回	十五億円	九十六円
〃	〃	八億円	九十六円九銭
〃	第十五回	十八億円	九十七円十四銭
〃	第十六回	二十億円	九十六円四十銭
合計		一千二億円	